

森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史

未来へ耀く 美しい郷

長和町景観計画 概要版



本計画は、長和町の森林や農地、集落や別荘地、中山道の宿場の町並みなど、悠久の歴史のなかで、豊かな自然環境と人々の暮らしや生業を通じて、この地に育まれてきた良好な景観を守り、未来に向けてより良い景観をつくり出していくために、景観法に基づく町独自の景観条例のもと、当町の景観特性をふまえたエリアや区域を設定して、良好な景観づくりに関する方針や必要なルール、仕組み等を定めたものです。

令和6年9月
長和町

1. 計画目的と計画期間

長和町景観計画（以下「本計画」）は、長和町の森林や農地、集落や別荘地、中山道の宿場の町並みなど、悠久の歴史のなかで、豊かな自然環境と人々の暮らしや生業を通じて育まれてきた良好な景観を守り、未来に向けてより良い景観をつくり出していくために策定したものです。

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年）から令和15年度（2033年）までの10年間とし、定期的に見直しを行います。

2. 景観づくりの目標像と基本方針

景観づくりの目標像と基本方針は、長和町の景観の魅力をふまえて、長和町長期振興計画に掲げた将来像と一致させ、それぞれ以下のように定めて、行政、住民、事業者など町に関わるすべての人々が、良好な景観づくりに主体的に取り組むことにより、単に見た目の良さだけではなく、移住定住の促進や脱炭素社会の実現に向けた取組との両立を図りながら、今後の町の発展の推進力（エンジン）にしていくことを目指します。

〈景観づくりの目標像〉

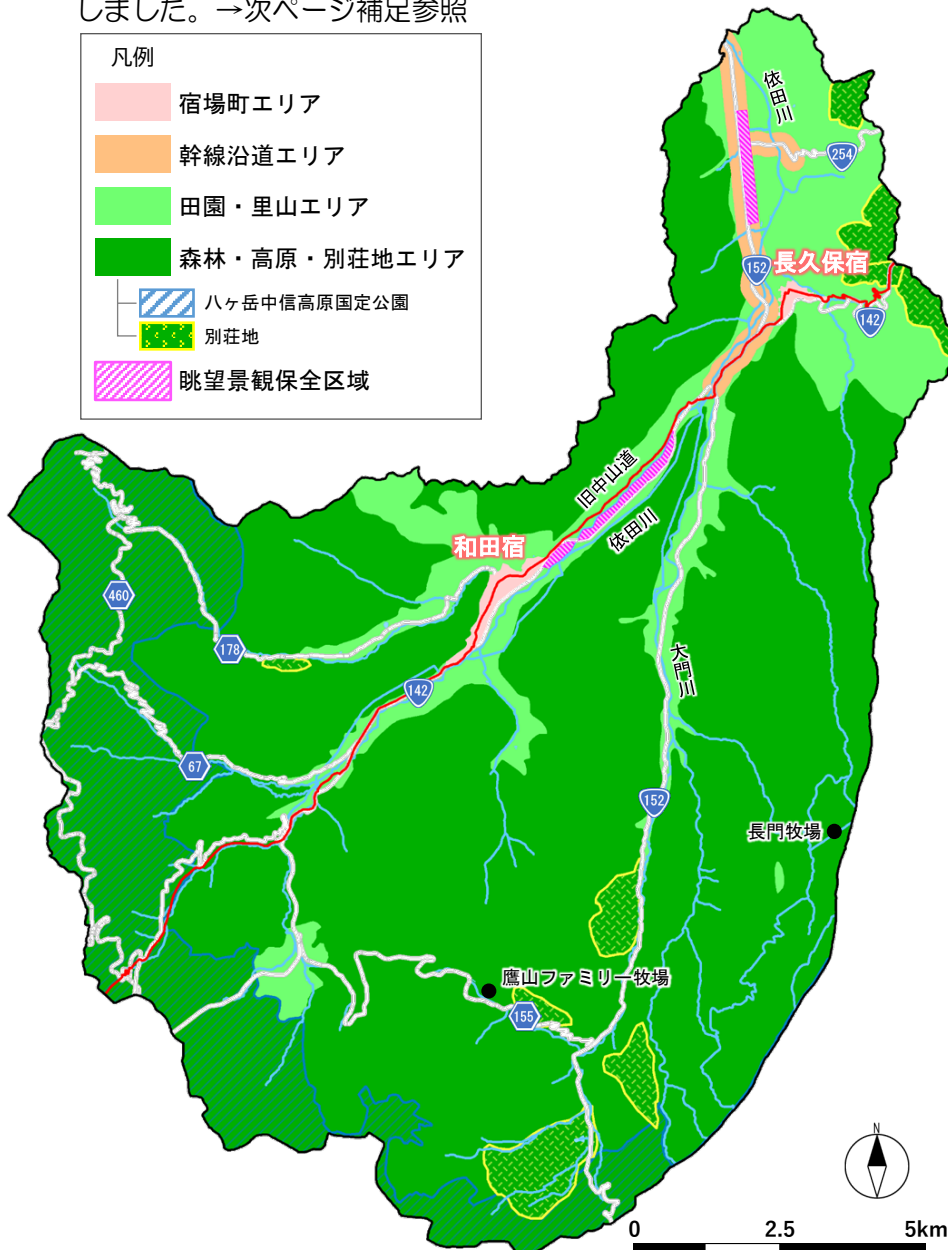
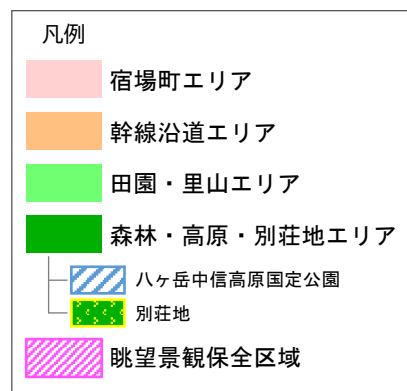
森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷

〈景観づくりの基本方針〉

自然の恵みを活かし、育んできた自然や文化を住民が誇りを持って受け継いでいくとともに、
将来に向けて、他にはない、人間味豊かな、耀きに満ちた郷づくりに発展させていく

3. 計画対象範囲とエリア及び区域の設定

計画対象範囲は長和町全域としたうえで、町の景観の特性をふまえ、下図に示すとおり、町内を4つのエリアに区分するとともに、とくに良好な遠方の山並みの眺望を望む国道152号と同142号の一部区間の沿道を「眺望景観保全区域」として設定しました。→次ページ補足参照



4. 景観づくりの方針

各エリア・区域における良好な景観づくりの方針をそれぞれ以下のように決めました。

宿場町エリア

江戸時代に中山道の宿場として栄えた長久保宿と和田宿で、歴史的な町並みを形成している範囲

〈方針〉 宿場町の歴史的な風情のある
まちなみを守り・活かせる景観づくり

幹線沿道エリア

長和町の主要な幹線道路である国道152号の長和町・上田市境から大和橋交差点までの区間と、国道254号の依田窪病院入口交差点から依田窪病院裏までの区間の各道路の中心線から両側200mの範囲

〈方針〉 沿道のにぎわいと生活の
豊かさを味わえる景観づくり

田園・里山エリア

国土利用計画法に基づく農業地域から宿場町エリア、幹線沿道エリア、別荘地及び牧場を除いた範囲

〈方針〉 周辺の山並みや周囲の農地と調和した
のどかな暮らしを守り、
四季折々に心やすらぐ景観づくり

森林・高原・別荘地エリア

国土利用計画法に基づく森林地域、別荘地（8か所）及び牧場（2か所）で構成する範囲

〈方針〉 森の美しさ・静けさ、自然の
豊かさ・雄大さを感じられる景観づくり

眺望景観保全区域

国道152号、同142号の各道路の軸線上にそれぞれ蓼科山、浅間連山の山容を望む一部区間・沿道

〈方針〉 とくに良好な遠方の山並みの眺望を
守り・育てる景観づくり

5. 景観上重要な要素や視点場の保全を図るしくみの指定方針

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な建造物を「景観重要建造物」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができるしくみです。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度で担保されていない建造物で、景観上とくに重要なものをこれに指定します。

(2) 景観重要樹木の指定方針

景観法に基づく制度で、良好な景観形成において重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することで、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じることができるしくみです。本計画では、既往の文化財保護関連の法令等に基づく制度や長和町自然環境保全条例に基づく保存樹木の制度で担保されていない樹木で、景観上とくに重要なものをこれに指定します。

(3) 景観重要眺望点の指定方針

長和町に多数あるビュースポットのうち、眺望景観保全区域以外で、とくに良好な眺望を望む場を「景観重要眺望点」として指定できる長和町独自の制度で、指定された場合は、その視点場の積極的な保全・整備を図るとともに、視対象となる場で一定規模以上の行為を行う場合は、その届出手続きの際に、景観に及ぼす影響を確認するためのシミュレーション図の提出が義務付けられます。まずは現在、県指定の「眺望点」4か所を「景観重要眺望点」として指定します。



① やすらぎの湯裏山展望台



② 長窪城跡



③ 長和町役場

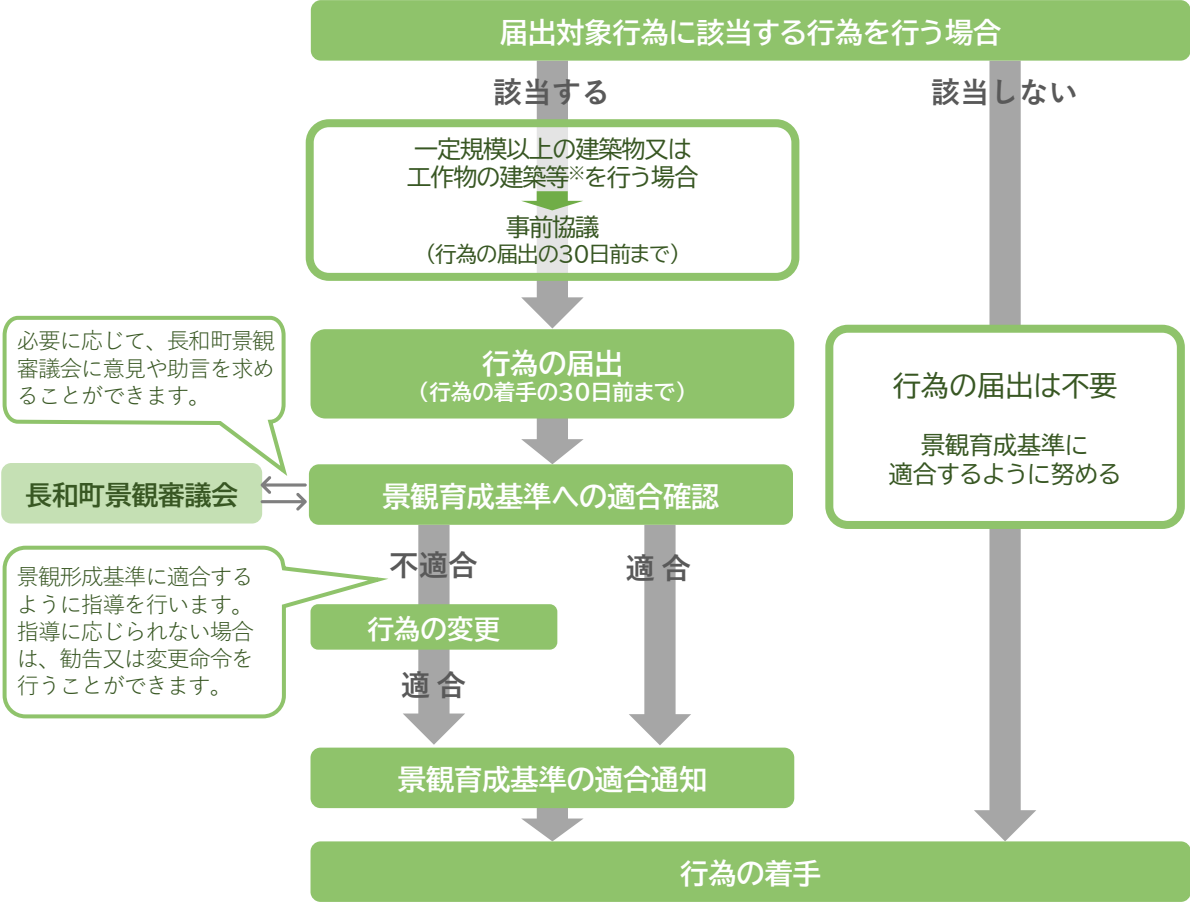


④ 湯遊パーク総合グラウンド



6. 景観づくりのための行為の制限

景観法に基づく良好な景観形成の仕組みとして、一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為等を行う場合には事前協議を行い、届出対象行為に該当する場合は、行為着手の30日前までに届出が必要となります。届出られた行為は、景観育成基準への適合確認がとれた後、行為に着手することができます。



※建築物の建築等で延床面積1,000㎡を超えるもの、工作物の建設等で築造面積1,000㎡を超えるもの又は高さ20mを超えるもの

(1) 届出対象行為

行為着手の30日前までに届出が義務づけられ、景観育成基準への適合確認を行うことになります。なお、眺望景観保全区域は重点地域として、一般地域よりも規模の小さな行為から届出対象となります。

行為の種類		一般地域				重点地域
		宿場町 エリア	幹線沿道 エリア	田園・里山 エリア	森林・高原・ 別荘地エリア	眺望景観保全区域
建築物	新築、増築、移転、改築	高さが地盤面から10mを超えるもの又は建築面積が30㎡（宿場町エリアにおいては10㎡）を超えるもの				すべての建築物
	外観の変更 （修繕、模様替え、色彩の変更）	変更面積が50㎡（宿場町エリアにおいては15㎡）を超えるもの				変更面積が15㎡を超えるもの
工作物	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新築、増築、移転、改築、外観の変更	高さが地盤面から10mを超えるもの又は築造面積が30㎡を超えるもの				高さが地盤面から3mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
	電気供給施設・通信施設等の建設等	高さが地盤面から15mを超えるもの				高さが地盤面から8mを超えるもの
	太陽光等発電施設の建設等	高さが地盤面から5mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が50㎡を超えるもの				太陽電池モジュールの築造面積10㎡を超えるもの
	上記以外の工作物の建設等	高さが地盤面から10mを超えるもの				高さが地盤面から3mを超えるもの
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）のあるもの		表示面積が10㎡（宿場町エリアにおいては3㎡）を超えるもの				表示面積が3㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質変更		面積が500㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが地盤面から3mかつ長さが30mを超えるもの				面積が300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが地盤面から1.5mを超えるもの
木竹の伐採		伐採する面積が500㎡（建築物の建築又は工作物の建設等も目的とする場合の伐採にあたっては200㎡）を超えるもの				
屋外における土石、廃棄物、その他物件の集積又は貯蔵		堆積の高さが地盤面から3m又は面積が100㎡を超えるもの				

(2) 景観育成基準

エリア・区域ごとに行為の種類に応じて定める景観育成基準のうち、建築物、工作物及び野立ての太陽光発電施設の基準の概要を下表に示します。なお基準の詳細は、計画本編の第5章をご覧ください。

項 目			宿場町エリア	幹線沿道エリア
建築物・工作物	配置	道路後退	□できるだけ壁面線をそろえる	□できるだけ後退（5m以上）
		隣地後退	□隣地と協力して適度な空間を確保	□隣地からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保
		その他	□良好な眺望を極力阻害しないような配置とする	
			□中山道に面する部分に空地を設ける場合は歴史的な沿道景観に配慮した舗装や、修景に努める	-
	規模	□町並みとしての一体性・連続性に配慮した規模	□建築物の高さは原則として10m以下※ ※道路から100m以上後退した場合はこの限りでない	
	形態・意匠	□宿場町の風情を損ねない形態・意匠 □屋根は勾配で適度な軒の出を有するもの □屋根や壁面に太陽光発電設備などを設置する場合は、公共空間から望見できない場所	□背景の山並みと調和した、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠	
		□大規模な平滑面が生じないように陰影など壁面処理に配慮 □屋外設備は外部から見えにくいように工夫し、デザインに配慮する		
	色彩等	□黒・茶・白を基調とし、宿場町の風情を損ねない色調 □照明は昼光色をできるだけ避け、宿場町の風情を損ねないもの	□落ち着いた色を基調とし、大面積の派手な色彩は避ける	
	敷地の緑化	□敷地境界には樹木などを活用し、門、塀などによる場合は、周辺の景観と調和するように配慮する □既存の植栽や樹林、地域のランドマークになっている樹木（社寺林、巨木、古木等）等は適正な管理のもとにできるだけ残置するとともに、新たな敷地にはできるだけ植栽を施す		
		-	□規模の大きい建築物の際は、セットバックした空地の緑化に努める	
特定外観意匠	□宿場町の景観と調和した形態・意匠		□周辺の建築物などと調和した形態・意匠	
	□広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去する □汚染した広告物や支柱が老化した広告物は設置しない			
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	□大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにする		
土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	□周辺から目立ちにくいような採取の位置や方法を工夫する □採取後は自然植生と調和した緑化などにより修景する		
木竹の伐採	伐採の方法 伐採後の緑化等	□斜面林や社寺林など地域の良好な景観を形成しているまとまった樹林の伐採は避ける □良好な景観を阻害しないように木竹の適切な管理に努める		
物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	□高さはできるだけ低くする □道路などから見えにくいように遮へいし、植栽や木塀の設置など周辺の景観と調和するように努める □使用済みの自動車、電化製品などの集積、保管または放置してはならない		
野立ての太陽光発電施設	配置	□中山道沿いへの設置はできるだけ避けることが望ましいが、やむを得ずこれを行う場合は、高さは原則として1.5m以下とし、宿場町の風情を損ねない配慮を施すものとする	□できるだけ後退（10m以上）	
	規模、形態、意匠		□背景の山並みとの調和 □高さは原則として5m以下※ ※幹線道路の境界部から10mの範囲内においては2m	
	色彩等		□パネルは黒・濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様の目立たないものを用いる	
	敷地の緑化		□幹線道路から見える部分はできるだけ緑化する	

※ハヶ岳中信高原国定公園内及び別途景観に関する定めのある別荘地内は当該各基準に準じるものとします。

田園・里山エリア		森林・高原・別荘地エリア※	眺望景観保全区域
□できるだけ後退	□できるだけ後退（10m以上※） ※幹線道路に面する場合		□新たな建築物の建築、工作物の築造、太陽光発電施設の設置等はできるだけ避けることが望ましいが、やむを得ずこれらの行為を行う場合や既存のものを変更する場合は、良好な眺望を極力阻害しない配置・規模とする
□隣地からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保			
□良好な眺望を極力阻害しないような配置とする	□地形の高低差を活かして、周辺の自然環境と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避ける		
□建築物の高さは原則として10m以下	□原則として周囲の樹木の高さ以下		
□背景の山並みや周囲の集落・農地・樹林との調和 □屋根は勾配で適度な軒の出を有するもの	□周辺の山並みや周囲の樹林や草原との調和 □屋根は勾配で適度な軒の出を有するもの		
□大規模な平滑面が生じないように陰影など壁面処理に配慮 □屋外設備は外部から見えにくいように工夫し、デザインに配慮する			□農地は極力保全するように努める □道路際に植栽を設ける場合には、統一性、テーマ性をもって、とくに良好な山並みの眺望を阻害しない樹木や草花とし、適切な維持管理に努める
□周囲の集落・農地・樹林と調和した色調	□周囲の森林や高原と調和した色調		
□敷地境界には樹木などを活用し、門、塀などによる場合は、周辺の景観と調和するように配慮する □既存の植栽や樹林、地域のランドマークになっている樹木（社寺林、巨木、古木等）等は適正な管理のもとにできるだけ残置するとともに、新たな敷地にはできるだけ植栽を施す			
-	□良好な景観を阻害しないように樹木は適切に管理する		
□周囲の田園・里山景観と調和した形態・意匠	□周囲の自然景観と調和した形態・意匠		
□広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去する □汚染した広告物や支柱が老化した広告物は設置しない			
□大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにする □土地の形質変更は必要最低限に留める □擁壁の必要のない法面についても、緑化修景を速やかに行う			□土地の形質の変更はせず、極力農地としての保全に努めること
□周辺から目立ちにくいような採取の位置や方法を工夫する □採取後は自然植生と調和した緑化などにより修景する			□周辺から目立ちにくいような採取の位置や方法を工夫する □採取後は背景の山並みや周囲の田園風景と調和した緑化などにより修景する
□斜面林や社寺林など地域の良好な景観を形成しているまとまった樹林の伐採は避ける □良好な景観を阻害しないように木竹の適切な管理に努める			
□高さはできるだけ低くする □道路などから見えにくいように遮へいし、植栽や木塀の設置など周辺の景観と調和するように努める □使用済みの自動車、電化製品などの集積、保管または放置してはならない			
□できるだけ後退	□できるだけ後退（10m以上※） ※幹線道路に面する場合		□幹線道路沿いへの設置はできるだけ避けることが望ましいが、やむを得ずこれを行う場合は、原則として1.5m以下とし、幹線道路沿いへの設置を避け、10m以上後退する
□周囲の集落・農地・樹林との調和	□周囲の森林や高原との調和		
□パネルは黒・濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様の目立たないものを用いる			
□幹線道路から見える部分はできるだけ緑化する			

7. 景観づくりの取組方針と各主体の責務

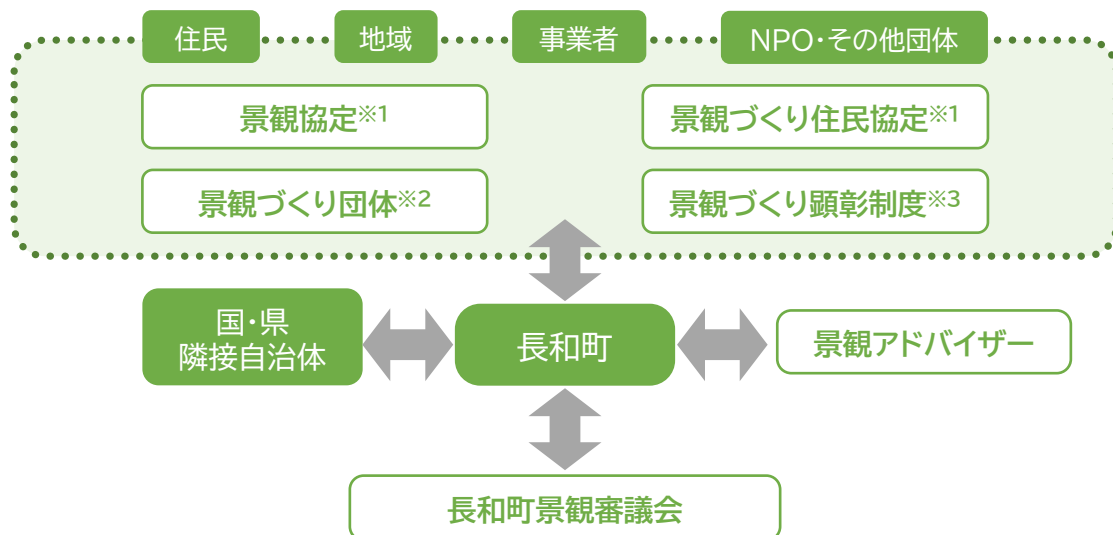
計画目標を実現するためには、いまある良好な景観を守ることだけでなく、よりよい景観を育み、新たな景観を創造的につくり出す視点ももちながら、行政のみならず、地域・住民、事業者等の主体的な取組が必要不可欠です。本計画では、3つの取組方針のもとに、各主体における責務を以下のように定めました。

主体	＜取組方針1＞ 長和の景観の魅力を みんなで共有する	＜取組方針2＞ 良好な景観を守るために 長和に適したルールをつくる	＜取組方針3＞ 一人ひとりが自分事として よりよい長和の景観を育む
地域・住民 	地域の身近な景観に関心をもち、良好な景観の要素や成り立ち、現状の課題や懸念を知り・学びながらふるさとの景観に対する誇りと愛着の醸成に努めます。	良好な景観を守るために定めたルールに対する理解を深めるとともに、良好な景観を育むさまざまなしくみを活用して、よりよい景観づくりに努めます。	自らの住まいや暮らしが景観に及ぼす影響を常に考えながら、景観との調和やよりよい景観づくりに資する主体的な取組に努めます。
事業者等 	地域・住民が大切にしている景観への理解を深めるとともに、事業者も自らその景観の価値を活かし、町内外に対してその魅力の発信に努めます。	良好な景観を守るために定められたルールを遵守するとともに、行政や地域・住民と協力して、よりよい景観づくりに必要な基準等にも配慮した事業展開に努めます。	自らの事業と景観の関係や景観に及ぼす影響を常に考慮し、景観との調和に努めるとともに、よりよい景観づくりの取組への積極的な参加・協力を努めます。
行政 	地域・住民や事業者、さらには来訪者らが長和の景観の魅力を互いに共有し、その保全・育成の意識を高める機会の創出に努めます。	良好な景観を守るために定めたルールが遵守されるよう、適正な手続き運用に努めるとともに、よりよい景観を育む地域・住民の取組の支援に努めます。	よりよい景観づくりに向けて、行政自らの取組はもとより、地域・住民や事業者等の主体的・積極的な取組に対する支援の強化・充実に努めます。

8. 計画の運用と推進体制

本計画に基づく景観づくりの取組は、関連する計画・制度との連携を図りながら、各主体による取組動向も随時把握して、毎年度又は適期に評価・検証を行い、その効果や進捗を踏まえて、継続的な改善を図ります。

また下図のように、審議会やアドバイザーなど景観に対して専門的な見地から審議や助言等のできる体制を整えるとともに、協定制度など地域・住民による主体的な景観づくりの取組を支援できる制度も活用・構築して、関係機関や隣接自治体とも連携を図りながら、計画の適正な運用と主体的な景観づくりを推進します。



※1 協定制度とは、一定区域内の土地所有者や地権者の合意に基づき、当該区域においてよりきめ細かなルールを設定できる制度です。「景観協定」は景観法に基づく協定制度で、「景観づくり住民協定」は長和町独自の協定制度です。

※2 「景観づくり団体」は、良好な景観づくりに資する活動や貢献する団体を町長が認定することで必要な支援を行える制度で、長和町独自の制度です。

※3 「景観づくり顕彰制度」は、とくに優れた景観づくりの取組や、取り組む個人や団体を町長が表彰できるしくみです。

＜お問い合わせ先＞

〒386-0603 長野県小県郡長和町古町4247-1

長和町役場 町民福祉課 地球温暖化対策・景観担当係

TEL：0268-75-2081（直通） FAX：0268-68-4011

E-mail：kankyo@town.nagawa.nagano.jp

- ・景観計画の詳細な内容は、長和町のホームページよりご覧いただけます。
- ・景観づくりに対するご意見・ご提案は随時受け付けております。



長和町イメージキャラクター『なっちゃん』